

2026年9月から

30 生活道路は
30km/h制限に

標識がなくても
知らないと
速度違反に

住宅街などの **生活道路** における自動車の法定速度が

時速 60km/h から **30km/h** に
生活道路 = 中央線等がない道路

詳しくは警視庁HP : https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/Residential_roads.html

法改正の一因は、**自宅からの距離別歩行中の
交通事故死者・重傷者数** の割合が大きい

- ※ **自宅から 500 m以内 全年齢で半数**
- ※ **未就学児に限定した場合は 約6割**
- ※ **50 m以内 約3割**

判定項目	改正対象	
	生活道路	一般道路 幹線道路
道幅	5.5m未満が多い	5.5m以上が多い
中央線	なし	有り
標識	標識なし (30km/h)	標識有り [40, 50, 60km/h等]
主な用途	生活利用・歩行者優先	車両通行・物流・通過交通
周辺環境	住宅街、学校、商店街	バイパス、国道、県道

**生活道路における自動車の
法定速度が引き下げられます!!**

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 道路標識又は道路標示による中央線又は車道通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又はその他の工作物により自動車の通行が片側2車線以上に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が設定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと設定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や道路などにより変化する、安全な速度で運転しましょう。

警察庁・都道府県警察